

WTO体制と多国籍企業

福田 泰雄

はじめに

戦後、資本主義経済は、復興景気を経て黄金時代を築くものの、その比較的順調な経済成長は、一九七〇年代の二度にわたるオイル・ショックを契機に一大頓座を迫られる。その後、資本主義経済は、かつての帝国主義時代と同様にグローバル化にその活路を求めることになる。GATT体制の下で徐々に進められてきた貿易自由化は、一九八〇年代以降、途上国を巻き込みながらそのテンポを加速化させる。貿易の伸び率はGDPの伸び率を上回り、一九九〇年代半ばには、世界の輸出入額は世界GDP比で四割を超える⁽¹⁾。財・サービス貿易に加え、海外直接投資(FDI)、国際金融取引もまた、一九八〇年代以降急速に拡大する。外国為替取引は、二〇〇〇年に入ると一日平均二〇〇兆円を超える。これは、わずか数日分の外国為替取引額が年間貿易額を上回ることを意味する。他方のFDIは、対粗資

本形成比で見た場合、その比率は流出(outward)、流入(inward)ともに一九九八年には一〇%を超える⁽²⁾。FDIの増加に伴い、同一企業内での、また企業間での分業、生産ネットワークがグローバル規模で進む。新たなグローバル化の到来である。

このグローバル化の進展は、一方で情報・通信技術の革新を条件とする。また他方で、今回の資本蓄積のダイナミックなグローバル展開は、新自由主義政策の下で進む規制緩和と自由化という市場制度・ルールの変更を条件とする。GATT体制からWTO体制への転換である。このWTO体制下の新たな市場ルールとは何か、それは誰のための、誰の手によるルールか、本稿はこれらの問題を改めて確認し、また説明することを課題とする。このWTO協定によって設定されたグローバル市場のルールは、今日のグローバル化の条件をなすと同時に、その下で進行するグローバル化の内容を規定する。その意味で、本稿は二一世紀が直面するグローバル資本主義分析の第一歩をなす。WTO体制という制度的枠組の下で進むグローバルイゼーションは、先進国、途上国の国民生活になにをもたらすのか、あるいは、地球環境・生命の営みにいかなる影響をもたらすのか、こうしたグローバルイゼーションの内容に関わる問題の解明が次稿以降の課題となる。

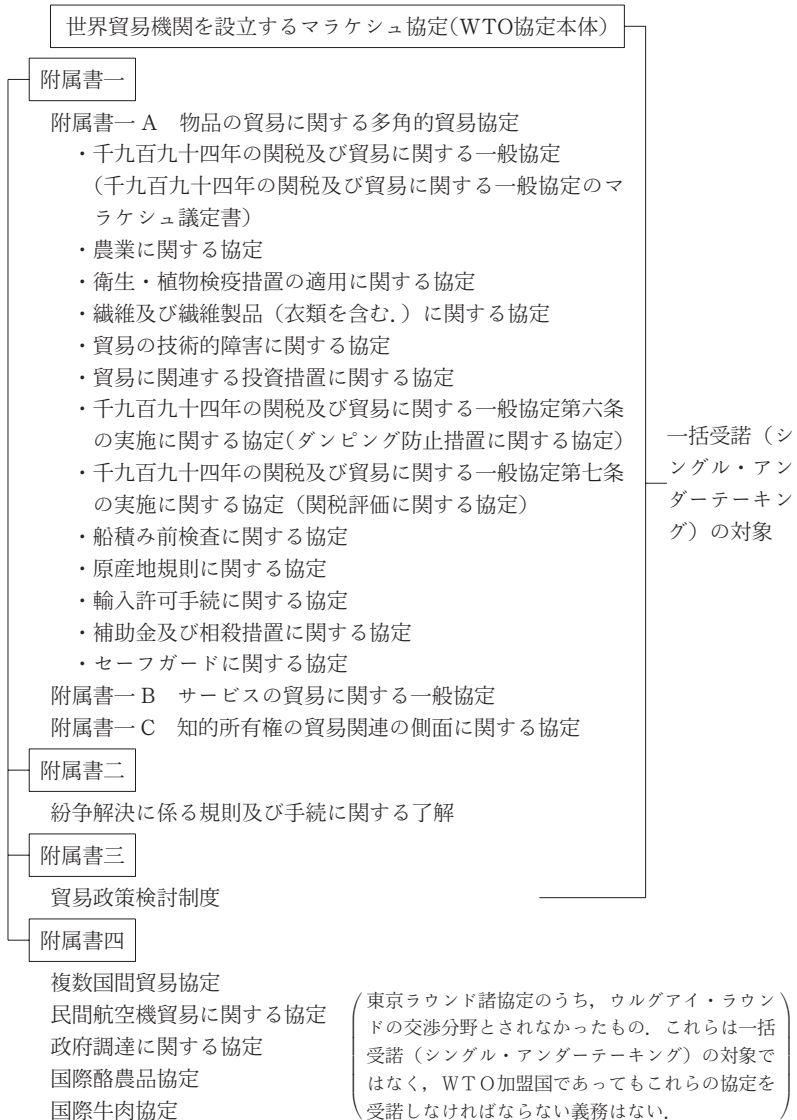
第一節 WTOルールとは何か？

いつの時代であれ、資本の運動としての企業活動は、それを可能とする制度的枠組を必要とする。今日のグローバル資本主義についてもしかりである。第二次大戦後、資本主義経済は、ブレトン・ウッズ体制をその国際的枠組として出発した。一九四四年七月のブレトン・ウッズ会議において、「国際通貨基金(IMF)」と「世界銀行」の設立が

合意され、その後一九四八年に「関税及び貿易に関する一般協定（GATT）」が合意される。自由貿易の拡大を目的とするブレトン・ウッズ体制の成立である。このブレトン・ウッズ体制の下で鉱工業製品を中心に貿易の自由化、拡大が行われてきた。しかし、国内市場の飽和・過剰資本の蓄積を背景に進む、先進国を中心とする巨大資本のグローバル市場へのビジネス展開は、しだいにGATT体制の枠を越え、この巨大資本の新たな展開に適合する新たな国際的市場ルール、枠組が求められるに至る。この新たなグローバル・ルールの策定作業は、GATT第八回目の多角的交渉、いわゆるウルグアイ・ラウンド交渉（一九八六―一九四年）で行われ、一九九四年マラケシュ閣僚会議においてラウンド合意がなされWTO協定が成立する。

WTO協定⁽³⁾は、大きく見れば、WTO（世界貿易機関）の設立に関わる協定本体と貿易ルールに関わる附属書一（A、B、C）と附属書四からなる（図1-1）。WTOの役割は、附属書によってその土俵設定がなされた新たな国際貿易ルールの具体化作業、決定ルールの順守状況の監視、紛争の司法処理にある。WTO協定により、資本主義は、GATT体制下とは次元を異にする新たな段階に入ったといえる。そのことを示す中心的部分が、附属書一、附属書二である。附属書一が新たなルール合意であり、その附属書一は、さらに附属書一A「物品の貿易に関する多角的貿易協定」、附属書一B「サービスの貿易に関する一般協定」、附属書一C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の部分からなる。後者の附属書二「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」は、文字通りルール適用をめぐる紛争処理手続きを規定したものである。以下、上記附属書一、二によって示される市場ルールとは何か、WTO体制が目指す新たな市場制度とは何か、その基本的特徴に迫る。

図 1-1 WTO 協定の構成



(出所) 外務省経済局 (1996, 資料 1: p. 38)

a 物品の貿易の自由化

附属書一 A 「物品の貿易に関する多角的貿易協定」は、さらに一三の孫協定から構成される。これら一三の孫協定は、今回新たに多角的交渉の対象とされた四分野に関する四協定と、GATT 体制下ですでに多角的交渉に組み込まれている分野についての一層の自由化実現に向けた九協定からなる。まず、前者の新分野から見ていこう。

第一に、「農業に関する協定」により、これまで自由貿易原則の適用を除外されてきた農業分野が多角的交渉の対象とされ、今回「市場アクセス」、「国内支持（国内補助金）」、「輸出競争（輸出補助金）」の三分野での各国の譲許が合意された。市場アクセスでは、輸入規制等非関税措置の関税化、ミニマムアクセス（最低輸入量）が義務化され、国内補助金については、協定成立後六年間で二〇％（開発途上国は一〇年間で一三・三％）の削減が義務付けられた。ただし、国内補助金について、研究、防疫、インフラ整備、食糧安全保障、国内的食糧援助など「緑の箱」政策と呼ばれる分野については削減対象から除外された。輸出補助金については、協定成立後六年間で、金額にして三六％、輸出数量にして二二％（開発途上国の場合には一〇年間で先進国の三分の二）の削減が義務付けられた（外務省経済局、一九九六年、一一四―一一五頁、一三四頁）。

確かに、このWTO 農業協定は、EU、アメリカサイドの主張に沿う形で、「生産に関連しないデカップリング」（農家への所得補償）、あるいは事実上の輸出補助金であるアメリカの輸出信用保証制度を容認し、先進国での農業に対する財政支援を温存する（石見・野村、二〇〇四年、二六―二七頁）。また、これら補助金政策の温存との絡みで協定後の関税引下げ交渉において、途上国サイドとの合意困難な状況が続く。しかし、非関税障壁の関税化、ミニマムアクセスがルール化され、補助金削減の方向が打ち出されたことにより、今後各国の農業保護政策は確実に撤廃をよぎなくされ、農業の自由化が押し進められていくことは間違いない。

第二に、「繊維及び繊維製品に関する協定」により、繊維貿易は、一〇年間の経過期間を設けて段階的にGATT体制に組み入れられていくことが合意され、すでに二〇〇五年一月をもって輸入割当て制度は廃止された（外務省経済局、一九九六年、一七五—一七六頁）。

多角的交渉に組み入れられた第三の分野は投資である。具体的に「貿易に関連する投資措置に関する協定」により、ホスト国政府が進出企業に対し以下の規制を行うことは禁止される。すなわち、進出企業に対し、①「国内原産の産品又は国内供給源からの産品」の「購入又は使用」義務を課すこと（ローカルコンテンツ規制）、②輸出にリンクして当該企業による輸入に制限を課すこと（輸出入均衡規制）、③購入できる外国為替額を当該企業が獲得できる外国為替額にリンクして制限すること（為替制限を通じた貿易制限措置）、④製品の輸出に制限を課すこと（輸出制限）は禁止される（同書、二六六—二六七頁）。当該協定は、一九九八年二月に交渉が打ち切られ、未成立に終わったOECDのMAI構想（the Multilateral Agreement on Investment）⁽⁴⁾とは異なり、物品の貿易に限定された投資協定であり、またFDIの自由化を認めるものではない。しかし、MAI構想の一部を実現するものであり、上記協定により、進出企業に対するホスト国政府の政策介入余地は大きく制約されることになる。

新分野の第四は、「船積み前検査に関する協定」である。船積み前検査とは、主に途上国が税関による輸入通関審査の補助として行うものであり、同協定の目的は、この検査に一定の規律を課すことにより、検査という形での貿易障壁を取り除き、輸出の円滑化を計ることである（同書、三三四—三三五頁）。

他方で、「物品の貿易に関する多角的貿易協定」は、それまでのGATT交渉で取り上げられてきた分野についてもさらなる規制緩和、自由化を義務付ける。以下に取り上げる九つの協定は、総じて関税を含めた規制の緩和・撤廃、規制に関わる基準の明確化、および規格の国際的調和化により貿易障壁を引き下げることがその目的とする。

第一に、「一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定（一九九四年GATT協定）」は、GATT体制のWTO体制への引き継ぎを確認し、非農産品の四年間での関税引き下げを義務付けるものである（先進国全体では貿易加重平均で四〇％、途上国の場合、例えばブラジル三三・五％、インド三四・六％、メキシコ二六・九％）（同書、九九頁）。また、同協定では、国家貿易企業の定義付け、国際收支悪化に際しての輸入数量制限ルールの明確化、限定化等が行われた。⁽⁵⁾

第二に、「衛生・植物検疫措置の適用に関する協定（SPS）⁽⁶⁾」および「貿易の技術障害に関する協定（TBT）⁽⁷⁾」は、産品の規格化や適合性評価に際しての国際標準および透明原則の導入、および衛生・植物検疫措置の実施に際しての「科学的根拠」、「入手可能な科学的根拠」原則の導入をその基本的内容とする。これら諸原則導入の目的は、政策介入条件の明確化、限定化により貿易障壁を引き下げることにある。いいかえれば、国際標準、科学的根拠の名の下、各国政府の政策権限はその自由度を失うことになる。確かに、食品の衛生、安全に関わるSPS協定では、「科学的根拠」が不十分な場合についても「衛生・食物検疫措置」の実施が認められる。しかし、それはあくまで「暫定的」にすぎない。

第三に、「ダンピング防止措置に関する協定」の目的は、GATT六条の解釈および実施手続を詳細に規定することにより、ダンピング措置の運用基準の明確化を計り、もってその恣意的運用を防止することにある（同書、二七〇―二七一頁）。

第四に、「セーフガードに関する協定」は、貿易障壁を形成することになるセーフガードの裁量的設定を回避すべく、GATT一九条「セーフガード条項」が明確に規定してこなかったセーフガード措置の発動要件、措置の適用期間、適用対象（特定の国に対する選択的適用の可否）等について、規律化を計ったものである（同書、四四〇頁）。

このセーフガード措置をめぐる交渉は、ダンピング措置のケースと同様、措置を運用するアメリカ、EUサイドと適用を受けるサイドとの対立という構図をとる。この対立の構図の中で、WTOセーフガード協定は、GATTの大原則である「無差別適用の原則」と矛盾する国別割当枠の調整（クォータ・モジュレーション）、あるいはセーフガード適用への抗抗措置発動の三年間の権利停止といったアメリカ、EUサイドの主張が認められることになった。しかし、その一方で輸出自主規制といった「灰色措置」は禁止され、またセーフガード措置に対するサンセット条項が盛り込まれた。⁽⁸⁾

第五に、「関税評価に関する協定」は、関税評価に関わるGATT七条の厳密化を計ったものである。関税額は、物品の課税価格に関税率を乗じて算出される。ところが、GATT七条は、前者の課税価格の決定について具体的基準を定めてはいない。WTO協定は、この課税評価手続のルール化を計り、課税評価の恣意的運用を避けることを目的とする（同書、三一八―三一九頁）。

第六に、「原産地規則に関する協定」は、GATT九条をより細かく規定しなおしたものである。原産地規則は、物品の国籍を決めるためのものであり、この国籍認定は、当該物品が非特惠関係、あるいは特惠関係措置の適用対象となるか否かの判定の際の前提条件をなす。ここでいう非特惠関係措置とは、最恵国税率（MFN税率）の決定、ダンピング防止税賦課、数量規制等を指し、特惠関係措置とは、MFN税率より優遇された特惠関税の設定、開発途上国に対する一般的特惠関係措置等を指す。当WTO協定は、輸入国による原産地規則の裁量的運用を回避すべく、原産地認定の国際的調和化を計ったものである（同書、三五〇―三五二頁）。

第七に、「輸入許可手続に関する協定」は、輸入割当て、輸入禁止品の輸入許可等、輸入許可制度の実施手続きを簡略化、透明化し、輸入国による許可制度の恣意的運用の排除を目的とする（同書、三六八―三六九頁）。

第八に、「補助金及び相殺措置に関する協定」は、GATT六条、一六条を中心とする、GATT補助金および相殺措置に関わる規定の解釈、運用の明確化、詳細化である。ガット東京ラウンド「補助金・相殺措置協定」により、一次産品以外の産品に対する輸出補助金の禁止、および輸出補助金以外の補助金についての他国（締約国）への悪影響の回避が義務付けられた。しかし、東京ラウンド協定では、輸出補助金および補助金全般についての定義、分類規定は設けられず、また一次産品と加工産品の間に入る中間産品の扱いが未解決のまま残された（同書、三八八頁）。WTO協定では、補助金は、①禁止補助金（輸出補助金、国内産品優先使用補助金）、②相殺措置の実施が可能な補助金、③相殺措置適用が認められない補助金、これらレッド、イエロー、グリーンの三つのカテゴリーに分類され、またイエローに関わる相殺関税には五年というサンセット条件が盛り込まれた。グリーンに分類される補助金として規定されたのは、特定性を有しない、一般に利用可能な補助金、および特定性を有するもののうち研究活動に対する援助、地域開発補助金、環境上の配慮による既存施設整備に対する援助である。また、当協定により、二〇ヶ国の後発途上国を除く途上国についても、一定期間の後、レッド補助金を廃止することが義務付けられた（同書、三八八頁、驚見、一九九六年、三一六―三一八頁、田村、二〇〇一年、一四二頁）。

以上、一三の孫協定からなる「物品の貿易に関する多角的貿易協定」の目的は、貿易障壁としての政府による政策介入の抑制、排除であり、そのことによる貿易自由化の一点に尽きる。一つには、農業、繊維・衣類、投資を新たに多角的交渉対象に組み入れることにより、二つには、政府規制の範囲を縮小、廃止することにより、三つには、規制手続・運用の詳細化、透明化により規制の裁量余地を排除することにより、四つには、規制条件として「科学的根拠」、「国際標準」といった制約を課すことにより、各国政府に対し規制緩和を義務付け、国内市場とグローバル市場の一体化、同質化を計ること、ここに同協定の定めるルールの目的がある。

b サービス貿易の自由化

G A T Tは物品の貿易を対角的交渉の対象とするものであった。W T O協定附属書一B「サービスの貿易に関する一般協定(G A T S)」は、新たにサービス貿易を多角的交渉の対象に組み込むものである。G A T Sの目的は、サービス貿易の自由化であり、その実現に向けた障壁＝規制の緩和・廃止である。G A T Sに組み込まれた自由化推進のための装置、あるいはメカニズムは次の三点からなる。

第一は、政府が提供する公共サービス範囲の限定化である。軍事サービス等、政府が提供する公的サービスは、形式上自由化対象から外される。それゆえ、この公的サービスを無限定的に認めると金融、通信も公的サービスとなりかねず、サービス貿易自由化はその意味を失う。G A T Sは、公共サービスの限定化により、自由化対象サービス範囲の限り無き拡大を狙う。具体的に、G A T Sは「政府の権限の行使として提供されるサービス」の範囲について、「商業的な原則に基づかず」、かつ「一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービス」という二重の制約を課す(G A T S第一条第三項)。前者の非商業原則からすれば、例えば受益者負担として料金が課せられる公共サービスは、自由化の対象とならざるをえない。また、すでに政府以外のサービス提供者が存在する医療、教育、電力、郵便等は、後者の競争者非存在原則からすれば、これもまた「政府の権限行使として提供されるサービス」からは外され、自由化の対象とならざるをえない。これら二原則が一旦認められれば、事実上あらゆる公共サービスが自由化の対象に組み込まれることになる。

第二の自由化推進メカニズムは、G A T S第二部「一般的義務及び規律」であり、当第二部の目的は、加盟国政府による政策介入に対し制約を設け、規制余地を排除することにある。まず「国内規制」の実施については、「合理

的」、「客観的」、かつ「公平な態様で」という制約条件が付けられる（GATS 第六条一項）。この規定により、例えば、加盟国は、環境保護規制を実施しようとする場合、それが科学的根拠に裏付けられた合理的、客観的なものであることの証明義務を負うことになる。さらに、「国内規制」が、資格要件、資格の審査手続き、技術上の基準、免許要件、これらいわゆる質的規制に関わる場合には、「客観的」・「透明性」条件に加え、「サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと」、いわゆる必要性テスト条件が課せられる（第六条四項）。必要性テストとは、サービス提供企業にとって最も負担の少ない規制であることの証明義務を政府が負うことである（Joy, 2001）。これら「客観性」、「必要性」原則の導入により、政府の「質的規制措置」（外務省経済局、一九九六年、四七六頁）は大きな制約を受けることになる。⁽⁹⁾

なお、以上の「国内規制」に対する制約は、トップ・ダウン合意として、除外の申し出がない限りすべてのサービス分野について適用される「一般的な義務及び規律」をなす。この「一般的な義務及び規律」として、加盟国は、この第六条「国内規制」に加え、第二条「最恵国待遇（MFN）」、および第三条「透明性」義務を負う。この MFN 原則により、加盟国は他の加盟国に対し無差別対遇の義務を負う。これには、免除措置が認められている。しかし、この免除措置は最長一〇年という期限設定を伴う。

自由化推進のための第三の装置は、GATS 第三部「特定の約束（Specific Commitments）」である。個々のサービス分野について自由化合意が成立した場合、加盟国は、第一六条「市場アクセス（market access）」、および第一七条「内国民待遇（national treatment）」原則が義務付けられる。この第三の自由化メカニズムは、ボトム・アップ合意と呼ばれるもので、政府が合意した分野については、先の「一般的な義務及び規律」に加え、政府は、これら二原則の順守義務を負う。

第二部「一般的な義務及び規律」が外国企業に対する参入規制につながる政策導入を防ぐものであるのに対し、第三部「特定の約束」は参入自由化を義務付けるものであるといえる。すなわち「市場アクセス」原則の下では、「別段の定めをしない限り」、加盟国は、①サービス提供者の数の制限、②サービス取引総額または資産総額の制限、③事業の総数または総産出量の制限、④特定のサービス分野で雇用される自然人の総数の制限、⑤合併の形態制限、⑥外国資本比率の制限、これら数量規制は禁止される（第十六条二項(a)～(f)）。なお、「別段の定め」によるものとして当該原則に対する例外措置の適用が認められる。しかし、この「別段の定め」は、「特定の約束」合意に際して一度限り認められる権利 (one-off-right) にすぎず、また永続的に認められるわけではない (Woodroffe, 2001)。

「特定の約束」におけるもう一方の原則、「内国民待遇」は、自国企業と他の加盟国の参入企業とを同等に扱う義務規定であり、この下では、自国企業への政策助成、現地労働者雇用企業への優遇措置といった政策はいっさい否定される。「内国民待遇」原則は、第二部「国内規制」に掲げられた質的規制に関わる「客観性」、「必要性」原則とともに、「市場アクセス」原則に基づく参入自由化が実際に実現するに至るか否か、その担保役を果たす。

今一度、サービス貿易に対する政策介入を質的規制、量的規制という視点から把握すれば、トップ・ダウン合意としての第六条「国内規制」における客観性原則、必要性原則は、政府の質的規制の緩和・廃止をもたらし、ボトム・アップ合意としての第十六条「市場アクセス」は、政府の量的規制の緩和・廃止をもたらす。また、ボトム・アップ合意としての第十七条「内国民待遇」原則は、政府の質的規制であれ、量的規制であれ、参入外国資本に対し不利益を及ぼす政府規制の緩和・廃止をもたらす。

このように、GATSはサービス貿易の自由化を実現するための巧妙なラチェット機構を備える。加盟国が公共サービスの範囲規定に関わる非商業原則および競争者非存在原則、同じくトップ・ダウン合意としての客観性・透明性

原則および必要性原則を受け入れ、そしてボトム・アップ合意としての市場アクセス原則および内国民待遇原則を一旦受け入れれば、政府は否応なしに規制緩和と自由化を迫られることになる。

c 知的財産権保護

これまで、知的財産権については、著作権を定めた一九六七年のパリ条約、工業所有権（商標権、意匠権、特許権）を定めた一九七一年のベルヌ条約、あるいは集積回路についての知的所有権を定めたローマ条約というように、個別分野ごとに保護規定が定められていた。しかも、これら個別条約は、加盟国独自の知的財産保護制度について、それを各国の権利として認めてきた（田村、二〇〇一年、一八九頁）。ウルグアイ・ラウンド合意に基づくWTO協定附属書一C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIP）」は、これら既存の国際条約を引き継ぐと同時に、知的財産権保護の範囲を補充、強化し、しかも包括的な保護ルールとして定めたものである。また、TRIPにより保護ルールの国際的一元化が実現し、それに伴い各国独自の保護制度はその根拠を失う。

TRIPは、以下の三点をその基本的特徴とする。第一は、知的財産保護範囲の拡充、強化である。TRIPは、「著作権（copyright）」「商標（trade mark）」「意匠（industrial design）」「特許（patent）」「集積回路（integrated circuits）」「地理的表示（geographical indications）」「開示されていない情報（undisclosed information）」を保護対象として規定する。ここで、「開示されていない情報」とは、具体的には、商品の価値を有する企業「秘密」、および販売認可申請の際に提出を求められる「医薬品又は農業用の化学品」の「試験データ」を指す。これらの企業秘密情報がTRIPにより新たに保護対象とされた。また、「著作権」については、コンピュータ・プログラム、映画およびレコード製作者のレンタル権が新たに保護対象に加えられた。

これら知的財産につき、「著作権」については五〇年、「商標」については最低七年（更新可）、「意匠」については一〇年、「特許」については二〇年、そして「集積回路」については一〇年の保護期間が設定された。加盟国は、この保護期間中、「最恵国待遇」および「内国民待遇」原則に従い、国の違いによる差別を行うことなく、また内外企業の違いによる差別を行うことなく、これら知的財産保護の義務を負うこととなる。

基本的特徴の第二は、知的財産の主要対象をなす「特許」保護の拡充、強化である。TRIP第五節「特許」（第二七条～第三四条）は、以下の四点に渡り「特許」保護の拡充、強化を計る。①製品（products）に加え、方法（processes）を特許対象としたこと、②地域住民によって発見され、あるいは生物学的に改良を加えられ受け継がれてきた動植物を特許保護の対象外とする一方で、「微生物（micro-organisms）」あるいは「非生物学的および微生物学的方法（non-biological and micro-biological process）」要するに遺伝子組み替え、バイオ技術とその製品について、それを保護の対象としたこと（以上第二七条）、その上で③特許権者に対し、特許権者の承諾を得ていない第三者による「生産」、「使用」、「販売の申出もしくは販売」に加え、さらに「これらを目的とする輸入」をも防止する権利を認めたこと、④二〇年に及ぶ保護期間を認めたこと、以上の四点である。¹⁰⁾

基本的特徴の第三は、政府の政策介入に対する規制である。確かに、TRIPは、特許権保護の強化を計る一方で、そのことがもたらす弊害への政府による対応措置を認める。しかし、TRIPは、特許の商業的利益保護を優先させる立場から、政府の政策介入をあくまで例外措置とし、政策実施に対しさまざまな制約を課す。

具体的に、TRIPは、特許権に対する四つの例外条項（第二七条、第三〇条、第三一条、第四〇条）を設ける。第二七条第二項は、「公の秩序又は善良の風俗」の維持、つまり生命・健康を「保護」し、あるいは環境への「重大な損害」を避ける必要が生じた場合、加盟国が特許権への制約を課すことを認める。しかし、その場合でも、特許権

への規制措置が「公の秩序又は善良の風俗」の維持にとって「必要 (necessary)」であること、つまり特許権侵害への影響がより少ない他の方法がないことを証明する義務が政府に課せられる (Weissman, 1996, p. 1106)。しかも、政府による規制介入は、「商業的な実施 (commercial exploitation)」の防止に留まる。つまり、第二十七条第二項は、特許権の否定を認めるものではない。それゆえ、緊急時においても、政府は、国内企業に対しジェネリック薬品の生産を認めること、あるいはジェネリック薬品の輸入を行うことはできない。

次に、第三〇条は、政府が第三者の正当な利益とのバランスを考慮して、特許権者の排他的権利について例外を定めることを認める。しかし、そうした例外措置はあくまで「限定的 (limited)」措置として認められるものであり、その際にも、特許の通常の実施を「不当に (unreasonably)」妨げること、および特許権者の「正当な利益 (legitimate interest)」を「不当に」侵害することは認められない。何をもって「正当」「不当」とするか、第三〇条に明確な規定はない。それゆえ、結局、特許権を制約する措置の実施が可能かどうかの最終判断は、後述の WTO に設置された紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) に委ねられることになる。

さらに、第三一条は政府の強制的実施権 (compulsory licensing) を認める。つまり、特許権者の許諾を得ていない政府、あるいは政府が許諾を与えた第三者が特許を使用することを条件付きで認める。問題はこの条件である。例えば、強制的実施権の行使に際しては、「合理的な商業上の条件」の下で特許権者から許諾を得る努力を行うこと、また特許の「経済的価値 (economic value)」を対価として支払うこと、さらに供給は国内市場に限定され輸出を行わないことが義務付けられる。これらの条件により、特許権は実質的に保護され、政府の政策権限はその実質を少なからず失う。

最後に、第四〇条は、独占禁止法の立場から、加盟国が「市場における競争に悪影響を及ぼす知的所有権の濫用」

を「特定する (specify)」って、またその上でそうした濫用を「防止」、「規制」するため、「この協定の他の規定に適合する」措置をとることを認める。これは、単に既存の独占禁止法との整合性を計ったものにすぎない。しかも、それは、「この協定」(TRIP)と矛盾しない範囲でのことにすぎない。

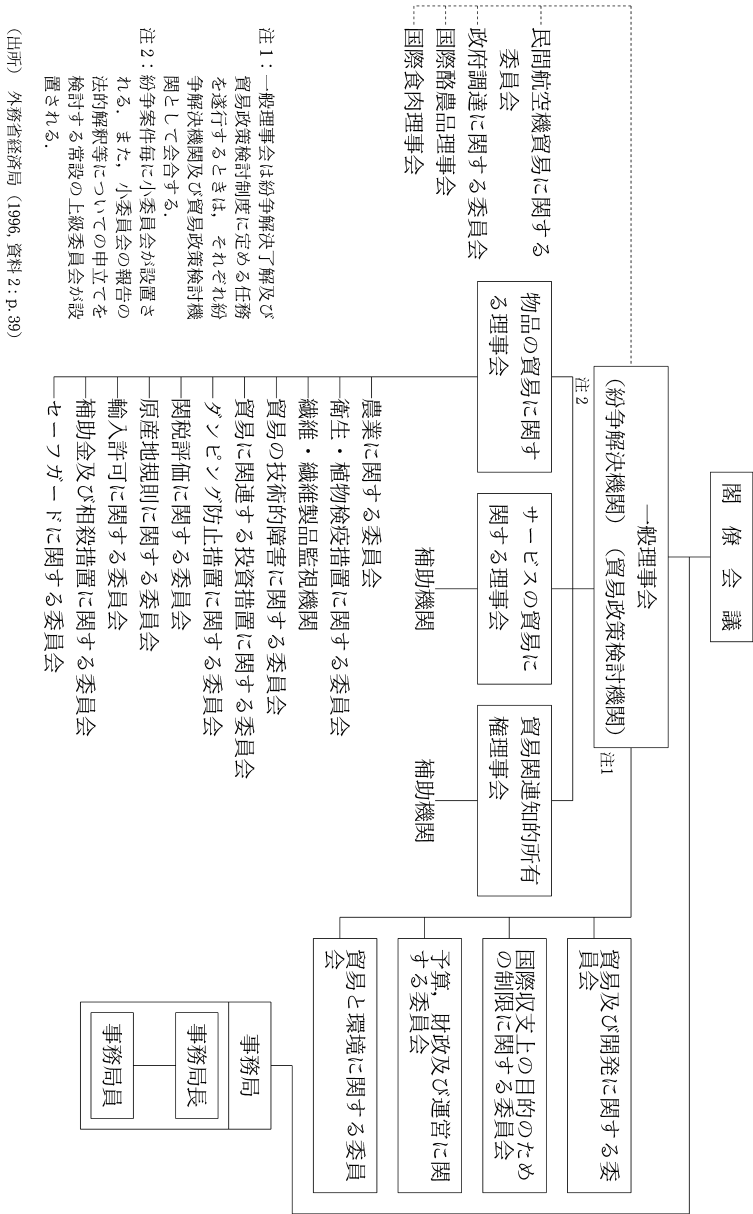
このように、TRIPは、特許権を包括的かつ強力に保護する一方で、特許権の経済的価値を損うことにつながる政府の政策介入を巧妙に制約する。こうしてTRIPにより、各国の産業育成政策、国民の健康・生命の安全の上位に、特許権保護が規定されることになる。ここにTRIPルールの核心がある。国民の健康・生命が危機的状況にあっても、政府は、特許権者に対し特許の「商業的利用」を拒むことはできても、必要な医薬品を安価に供給することを強制することはできない。かといって安いジェネリック薬品(化学的に特許薬と同一)を国内で生産することも、輸入することも規制される。結局、残された選択肢は、特許料を含む価格で購入するか、あるいは特許料を支払ってライセンスを購入するか、あるいは特許料相当分を支払って強制的実施権を行使するかに限られることになる。

最後に、TRIPについても、物品、サービスの貿易に関するWTO協定と同様、ルール適用をめぐる紛争は紛争解決機関(DSB)において処理される。

d 紛争解決手続

WTO協定附属書二「紛争解決に係る規定及び手続に関する了解」は、紛争の迅速かつ効果的な解決を目的として、GATT第二二条、第二三条の運用としてこれまで確立されてきた紛争解決制度をより効率化し、またその処理機能の強化を計ったものである。その特徴の第一は、紛争解決手続き一元化の実現である。GATT時代には複数の紛争処理手続が存在していた。WTO協定は、一般理事会の下に「紛争解決機関(DSB)」を設置し(図1-2)、この

図 1-2 世界貿易機関（WTO）機構図



注1：一般理事会は紛争解決了解及び貿易政策検討制度に定める任務を遂行するときは、それぞれ紛争解決機関及び貿易政策検討機関として会合する。

注2：紛争案件毎に小委員会が設置される。また、小委員会の報告の法的解釈等についての申立てを検討する常設の上級委員会が設置される。

(出所) 外務省経済局 (1996, 資料 2：p.39)

DSBが物品・サービス貿易、知的財産権、投資措置に関わる紛争処理を一括して扱うものとされた。⁽¹⁾

第二の特徴は、DSBによる紛争処理の効率化、迅速化、そして処理能力の強化である。DSBによる紛争処理は、段階ごとにタイム・リミットが設定されており、またDSBの勧告（報告書）は全会一致での反対がない限りくつ返すことはできない（ネガティブ・コンセンサス方式）。しかしまた、DSBが迅速な処理を行い、結論を提示しても、その勧告が実際に履行されるのか否かが問題となる。そうしたDSB勧告の履行を担保するのがDSB承認に基づく「たすきがけ報復」ルールの導入である。WTO協定により、ある分野での違反措置に対し、より効果的な他の分野での対抗措置をとることが認められた。

このDSBによる紛争処理能力の強化は、単に紛争の迅速、効果的な解決を実現するに留まらない。DSBの司法行政機能の強化により、WTO協定、およびその下で決定されるルールは確実に実施されることになる。その意味で、WTOによるルール設定とDSBによる紛争処理とは車の両輪であり、両者相俟って規制の緩和、撤廃が逐次進展し、単一のグローバル市場が形成されていくことになる。

e 小括

以上明らかにされたWTOルール、その司法管理の分析を踏まえ、ここでWTO体制とは何か、WTO体制が抱える重大な問題点を指摘しておかなければならない。WTO体制を民主主義という視点から見た場合、それはきわめて危険なシステムであることがわかる。なぜなら、WTO体制は、第一に、自由化Ⅱ規制緩和という形で政府の政策・市場介入権を排除する一方、第二に、自由化に向けた新たな市場ルールの決定・司法管理・監視の場を各国政府からWTOに移すことにより、その結果第三に、政策・ルール決への市民の関与が事実上排除されることになるからであ

る。こうしたWTO体制の非民主的性格は、WTOルールの受益者（第二節）、ルールの真の決定者（第三節）が解明されることによって、より明らかとなろう。

第二節 WTOルールの受益者

WTO協定は、GATT体制の拡充、強化を計るものであり、GATT体制の完成を目指すものと見ることができ。それまで多角的交渉の対象外とされてきた、農業、繊維・衣類、投資、サービス分野をも自由化交渉対象に組み込み、関税、補助金を含む政策介入・政府規制の一層の緩和、廃止により、貿易障壁を取り払い、すべてのビジネス分野においてグローバルな自由市場を実現すること、これがWTO体制の目的であった。WTO協定のもう一つの柱をなす知的所有権保護についても、知的財産の独占的利益を強力に保護する一方で、その侵害につながる政策介入に対しては幾重にも制約を課す。これらすべてのビジネス分野での規制緩和・自由貿易、および知的所有権の商業的利益保護、これがWTO体制の目指すグローバル・ルールである。

では、このWTOルールの直接かつ最大の受益者は誰か。この問は、今日のグローバリゼーションの中心的担い手は誰かを問うことに他ならない。今日、多国籍企業は、母国市場を基盤としつつ、海外市場への投資活動（ポートフォリオ投資、直接投資）をグローバルに展開する。こうした多国籍企業は、一九七〇年代では七、〇〇〇社程であったが、今日その数は五万社を超え、四〇〇〜八〇万の支店網を海外に展開する（Buckman, 2004, p. 36; Jones, 2005, p. 6）。しかし、グローバリゼーションの主役は、そのうちの一握りの世界的巨大資本である。本節では、市場がグローバル化する中で、主要産業においては、国内市場におけると同様グローバル市場においても、独占的市場構造の

形成が進み、そうした独占的市場を構成する巨大独占資本としての多国籍企業がグローバリゼーションの主要な担い手をなすこと、従ってWTOルールの最大の受益者であることを明らかにする。

資本主義経済は、戦後着実に貿易依存度を高め、GDPに対する輸出入比率は、一九九〇年代後半には四〇%を上回る (World Bank, 2003)。こうした貿易拡大をステップとして、一九八〇年代後半以降FDI (対外直接投資) についてもGDPの伸び率を上回って拡大する。これら貿易、FDIの拡大、そして変動相場制への移行は、資本取引の自由化を不可避とし、この金融自由化の下で一九八〇年代以降、外国為替取引、国際金融取引が急速に拡大する。こうした一九八〇年代以降のグローバル化の進展は、同時に、先進国を中心とする各国の独占的市場構造がグローバル市場レベルでの独占的市場構造へ再編されていく過程であった。今日なおその再編過程が進行する。

グローバル市場を舞台に、世界的独占資本は、互いに激しい競争を展開しつつ、他方でその経済力集中を高める。企業の売り上げ規模を各国GDPと比較してみると、上位一〇〇ランキングのうちの半数は企業が占める。売り上げ上位五社 (ジェネラル・モーター、ウォル・マート、エクソン・モービル、フォード・モーター、ダイムラー・クライスラー) は、いずれも一八〇の国々のGDPを上回る。また、上位二〇〇社の合計売り上げ額は、経済大国上位一〇ヶ国を除くすべての国のGDP合計額を上回り、この上位二〇〇社の売り上げ総額の対世界GDP比率は、一九八三年の二五%から一九九九年の二七・五%へと上昇する (Anderson and Cavanagh, 2000, p. 3)。さらに、世界最大五〇〇社について、その売り上げ合計の対世界GDP比率を見ると、その値は、一九八〇年一三・九%から一九九一年二四%、そして二〇〇年には四六・一%と大幅な上昇を示す。グローバル化の下で一部巨大多国籍企業への経済力集中がいかに急速に高まりつつあるかがわかる。

こうした少数巨大資本への一般集中の背後には、主要産業での市場集中度の上昇がある。WTO協定により、多角

的交渉に組み込まれた農業についても少数巨大資本による高い市場集中を示す。確かに、アメリカを例にとっても、農業経営自体はなお個人農業企業の依存度が高く、約一八〇万の独立農業生産者が農業生産額の六〇％を占める (Magdoff *et al.*, 2000, Ch. 3)。しかし、農業経営の前段と後段、すなわち種子、農薬等農業インプットの分野、および農業アウトプットの流通・加工・販売の分野については、大手資本による市場集中が進む (Ibid.)。

種子市場について見れば、モンサント、デュボン、シンジェンタ以下、世界上位一〇社が種子市場の四九％を占める (ETC Group, 2005)。これは種子市場全体の話であり、個別に見ると、トウモロコシ (キング種) では、モンサント、デュボン、シンジェンタ、ダウの四社が世界のトウモロコシ種子市場の四分の三を支配し、上位七社が八〇％を占める。また、商業用大豆では、モンサント以下四社が世界市場の四九％を支配する (ETC Group, 2003)。これら種子生産企業はまた遺伝子組換え種子生産企業であり、その補完財としての農業生産企業でもある。シンジェンタ、モンサント、バسف、ダウ、デュボン以下、上位一〇社が世界の農業市場の八〇％のシェアを握る (Ibid.)。畜産についても同様である。動物用医薬品市場では、ファイザー/ファーマシア、メリアル (アベンティスとメルクの合併企業)、インターベット、バイエル以下、上位一〇社が世界市場の六二％を占める (Ibid.)。

農業生産の後工程となる流通、販売部門について見れば、カーギルを筆頭にADM、コナグラ以下、上位六社が世界の穀物取引の八五％をシェアし、ココア取引では、カーギル以下上位三社が八三％、バナナ貿易では、チキータ以下、上位三社が八〇％、紅茶貿易では、上位七社が九〇％、コーヒー貿易では、上位八社が五五―六〇％を占める (Mandeleley, 2000, p. 91)。ちなみに、カーギルは、垂直的、水平的統合を展開し、穀物取引に限らず、食肉加工 (全米二位)、トウモロコシ・小麦加工食品 (世界第二位)、家畜用飼料生産 (世界第二位)、ココア・ココア製品貿易取引 (世界市場シェア四〇％) においても独占的市場シェアを握る (Oligopoly Watch, 2004; Kneen, 2002)。

製造業分野での基幹産業であり、またグローバル市場においてハイテク化とFDIを武器に激しいシェア競争を展開する自動車市場もまた高い市場集中度を示し、独占的市場構造を形成する。ジェネラル・モーターズ(GM)、フォード、トヨタ自動車、フォルクスワーゲン以下、世界最大一五社は、乗用車・商用車市場の八六・六%(二〇〇三年)を占める。より高い生産技術が求められる乗用車市場に限って見れば、上位一五社のシェアは九三・五%(二〇〇三年)に達し、市場をほぼ独占する(Ward's Communications, 2004, p.10)。

ウルグアイ・ラウンド合意「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の成立に深く関わった生命科学産業についても、すでに独占的市場構造がグローバル市場において形成される。医薬品市場では、ファイザー/ファーマシア、グラクソスミスクライン、メルク、アストラゼネカ、ジョンソン&ジョンソン、アベンティス以下、上位一〇社が五三%の市場シェアを握り、上位二〇社をとるとその市場シェアは七五%に達する。また、バイオ・ゲノム分野においては、アムデン、ジェネティック以下、上位一〇社の売り上げは、公開企業四一六社の売り上げの五四%を占め、しかもその公開企業の七〇%はアメリカを拠点とする(ETC Group, 2003)。

WTO協定において、多角的交渉対象に組み込まれたサービス産業についても、その主要分野においては、少数巨大資本による市場支配が進む。食料品小売業では、ウォル・マート、カレフルール以下、大手一〇社が世界主要食料品小売三〇社の売り上げの五七%を占める(Ibid.)。「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」の成立において最も重要な役割を果たした金融部門について見ると、シティグループ以下、アメリカの多国籍銀行上位一〇行は、アメリカにおける銀行利益の五七%、純資産(Tier 1 capital)の五六・九%を占め、また世界最大二五行は、世界上位一、〇〇〇行の銀行資産の三八・六%、純資産については三五・〇%、総利潤の三九・三%を占める(The Banker, 2005, p.212) また、一九八〇年代以降急増する外国為替市場においては、シティグループ、ドイツ銀行、コ

表 2-1 外国為替取引シェア

2001	2000		推計シェア (%)
1	3	シティグループ	9.74
2	1	ドイツ銀行	9.08
3	6	ゴールドマン・サックス	7.09
4	7	J. P. モルガン	5.22
5	2	チェース・マンハッタン	4.69
6	9	クレディ・スイス・ファースト・ボストン	4.10
7	*	UBS ウォーバーク	3.55
8	14	ステート・ストリート・バンク & トラスト	2.99
9	15	バンカメリカ	2.99
10	10	モルガン・スタンレイ・ディーン・ウィッター	2.87
11	12	パークレ・キャピタル	2.46
12	5	HSBC	2.44
13	16	ABN アムロ	1.86
14	48	BNP パリバ	1.81
15	28	ノバスコシア銀行	1.58
16	26	CIBC ウッド・ガンディ	1.55
17	43	モントリオール銀行	1.52
18	37	トロント・ドミニオン	1.48
19	8	メリル・リンチ	1.44
20	†	王立スコットランド銀行	1.32
21	21	ノーザン・トラスト	0.74
22	31	東京三菱銀行	0.72
23	13	カナダ王立銀行	0.71
24	19	クレディ・アグリコール・インドスエズ	0.67
25	40	ドレスナー・クラインヴォルト・ヴッサーシュタイン	0.58
26	17	ニューヨーク銀行	0.57
27	**	みずほグループ	0.46
28	18	リーマン・ブラザーズ	0.44
29	22	ING ベアリング	0.40
30	50	ロヴォバンク	0.38

(出所) War on Want (2002, p. 8)

ールドマン・サックス、J・P・モルガン/チェース以下、上位一〇社が七割のシェアを占め、上位五〇社のシェアは八割を超える(表2-1)。

資本市場についても、少数の巨大多国籍金融機関が市場を独占する。表2-2は、社債・CP、株式、および転換社債の引き受け上位一〇社の世界シェアを見たものである。それによると、シティグループ以下、上位一〇社が、二〇〇四年第一・二四半期六四・六%、二〇〇五年第一・二四半期五八・六%と六割前後の市場を握る。また、表2-3は、日本とオーストラリアを除くアジアにおける外債(USD債、ユーロ債、円債)発行の引き受けシェアを見たものである。それによると、シティグループ、J・P・モルガン以下、上位一〇社が二〇〇四年第一・二四半期八四・四%、二〇〇五年第一・二四半期八二・一%を占める。アジア市場においては、大手金融機関への市場集中度は、グローバル単位で見た場合以上に高い値を示す。

さらに、表2-4は、金融部門を含む代表的サービス業一〇分野について、上位五ヶ国、ないし一〇ヶ国の市場シェアを見たものである。確かに、表2-4は、上位企業の市場シェアを示すものではない。しかし、すでに食料品小売、金融について確認したように、これらのサービス業においても先進国大手資本による市場支配が進んでいることを考慮すると、表2-4が世界の主要企業による市場占有率を示すものであることに変わりはない。その表2-4によると、運輸、旅行、通信、建設、保険以下、いずれの分野をとっても上位一〇ヶ国のシェアは六割を超える。

このように、主要産業においては、少数の巨大多国籍企業が高い市場シェアを占め、独占的市場構造が形成されている。この独占的市場構造下にあっても、企業間の競争が消滅するわけではない。しかしまた、同時に、独占的市場構造は、独占資本相互の協調を可能にする。独占的市場構造の下では、競争と協調が並存する。その協調の一つが技術提携である。ライバル関係にありながら、双方の利益判断に基づき、提携を結ぶ。しかし、協調はこうした合法的

表 2-2 社債・CP、株式および転換社債引受け（世界）

引き受け企業	1/1/2005-6/30/2005				1/1/2004-6/30/2004	
	売り上げ高 USドル(百万)	ランク	市 場 シ ャ ア	取引件数	ランク	市 場 シ ャ ア
シティグループ	293,444.5	1	8.9	959	1	9.5
リーマン・ブラザーズ	218,642.9	2	6.7	654	5	6.7
ドイツ銀行 AG	218,372.2	3	6.7	757	7	6.4
モルガン・スタンレー	208,846.4	4	6.4	671	2	7.5
J. P. モルガン	200,194.6	5	6.1	747	4	7.0
UBS	175,520.4	6	5.3	608	8	5.4
クレディ・スイスFB	162,638.0	7	5.0	617	6	6.6
ゴールドマン・サックス	159,009.5	8	4.8	400	9	5.1
メリル・リンチ	154,388.6	9	4.7	684	3	7.2
パークレーズ・キャピタル	129,984.7	10	4.0	439	11	3.2
上位 10 社計	1,921,041.8	—	58.6	6,536	1,987,820.9	64.6
産 業 計	3,284,344.1	—	100.0	9,955	3,078,967.6	100.0

(出所) Thomson Financial (2005).

表 2-3 アジア外債市場（日本とオーストラリアを除く）

引き受け企業	1/1/2005-6/30/2005				1/1/2004-6/30/2004	
	売り上げ高 USドル(百万)	ランク	市 場 シ ャ ア	取引件数	ランク	市 場 シ ャ ア
シティグループ	3,157.9	1	15.3	15	1	18.7
J. P. モルガン	3,061.1	2	14.8	12	3	12.6
ドイツ銀行 AG	2,684.2	3	13.0	11	2	14.6
UBS	1,887.4	4	9.1	9	4	12.4
HSBC	1,355.8	5	6.6	8	7	5.6
パークレーズ・キャピタル	1,202.5	6	5.8	7	5	6.4
メリル・リンチ	1,065.9	7	5.2	5	15	1.3
ABN アムロ	946.3	8	4.6	4	8	4.4
クレディ・スイスFB	853.3	9	4.1	6	6	5.8
BNP パリバ SA	734.2	10	3.6	7	9	2.6
上位 10 社計	16,948.6	—	82.1	84	14,974.4	84.4
産 業 計	20,676.0	—	100.0	52	17,761.8	100.0

(出所) Thomson Financial (2005).

表 2-4 サービス輸出上位 5, ないし 10 ヶ国のシェア (%)

サ ー ビ ス 部 門	上位 5 ヶ国のシェア	上位 10 ヶ国のシェア	世界商業サービス輸出に対する報告国のシェア推計	報告国数
運 輸	45	66	99	122
旅 行	49	63	100	122
通 信	42	61	92	95
建 設	69	89	85	59
保 険	53	73	94	92
金 融	74	89	89	70
コンピュータ・情報	64	87	83	55
ロイヤリティ・ライセンス料	87	96	89	62
その他企業サービス	44	65	100	117
対個人文化・リクリエーションサービス	73	88	86	51

(注) WTO 事務局による IMF 国際収支統計からの推計。

(出所) Mashayekhi, M. (2000, table 3).

なものに限定されない。カルテルもまた独占的市場構造がもたらす協調の一つである。レーニンが指摘した国際カルテルはけっして過去のものではない。アメリカ司法省、EU 委員会は、一九九一年当時、少なくとも四〇以上の国際カルテル調査を行っていたといわれる (Levenstein and Suslow, 2001, p. 2)。

これら独占禁止行政機関によってすでに審判が下されたカルテルとして、リジン、クエン酸、ビタミン剤をめぐる国際カルテルの事例が存在する。これらの製品は、食品および飼料の添加剤として大量に使用される。また、これらの製品市場はいずれも高い市場集中度を示す。クエン酸は、ADM、カーギル、バイエル以下、カルテル参加の五社で世界市場の六〇〜七〇%を支配、リジンは、味の素、協和発酵、ADM 以下、カルテル参加五社が世界市場の九五〜九八%という圧倒的シェアを握り、ビタミン剤は、ビタミン A、C、E 以下一四種の合計で見ると、BAS F、ロッシェ以下、カルテル参加六社が世界市場の七〇%を占める (Conner, 2001, p. 107, p. 194, p. 201)。こうした高い市場集中度をベースに、クエン酸市場では、カーギル社の設備投資に供給増加に起因するクエン酸価格低下を契機に、一九九一年から一九九五年にかけてカルテルが結ばれ、価格

吊り上げが行われた (Ibid., pp. 136-138)。また、リジン市場では、一九九一年～一九九二年の価格戦争を契機にカルテルが結成され、一九九二年から一九九五年にかけて、国ごと、地域ごとに市場割当てが決められ、価格吊り上げが行われた (Ibid., pp. 200-203, p. 211, p. 221)。ビタミン剤市場では、先に指摘した六社に加え計一八社が計八つの国際カルテルを結成、少なくとも一三種のビタミン剤について価格吊り上げが行われた (Ibid., pp. 305-307, pp. 321-330)。このうちビタミン A (液体) のカルテルでは、一九八九年から一九九八年にかけてキロ当り単価は三倍にも吊り上げられた (Ibid., p. 321)。

国際カルテルの事例を今一つ示せば、石油採掘において使用されるシームレス・パイプをめぐる国際カルテルを挙げることができる。このカルテルでは、カルテル参加企業と他国のカルテル非参加企業との協調が成立し、カルテル参加企業を抱えるドイツ、フランス、イギリス、日本の四ヶ国間の輸出シェアは、カルテル期間中の一九九〇年から一九九四年にかけて一定に保たれた (Levenstein and Suslow, 2001, p. 47)。これに対し、EU 委員会は、一九九九年にカルテル参加のヨーロッパ四社 (マンネスマン他)、日本四社 (新日本製鉄他) に一億ドルの課徴金を課した (Ibid., p. 145)。

このように、第二次、第三次産業を問わず、基幹的産業分野においては、すでに自由競争は消滅し、少数大手多国籍企業が市場を支配する。これら主に先進国を母国とする巨大多国籍企業がグローバル化の主要な担い手となし、貿易自由化の最大の受益者を構成する。

第一に、貿易自由化の進展に伴い、世界の貿易は GDP の伸び率を上回って拡大するが、その中心にあるのが多国籍企業である。貿易取引の七〇％は、世界最大五〇〇社の多国籍企業によるものであると言われる。現代の産業高度化の基盤となる情報技術分野では、上位五〇〇社がその貿易の八〇％を占める (Buckman, 2004, p. 37)。また、貿

易取引の三分の二は大手多国籍企業の内部取引に関わるものであると言われる (Oxfam, 2002, p. 43)。巨大多国籍企業の最大の母国アメリカについて見れば、輸入の四七％、輸出の三二％は、多国籍企業の内部取引によるものと推計される (Burke and Epstein, 2001, p. 11)。

第二に、FDIは、一九八〇年代後半以降その増大を加速化させるが、今日とりわけ途上国経済にとってその影響は大きい。後進国にあっては、対内FDIは粗国内投資の二〇％を上回り、アジア・太平洋、中南米、旧東欧の途上国においては、対内FDIは粗国内投資の一〇％前後を占める⁽¹³⁾。このFDIについても、世界最大五〇〇社がその八〇％を占める (UNCTAD, 1999)。これら多国籍企業は、このFDIによりビジネス・ネットワークをグローバルに張り巡らす。これらネットワーク基地は、FDIホスト国において、輸入、生産、あるいは販売の拠点を形成するに留まらず、輸出拠点ともなる。その結果、FDIの影響が大きい途上国では、輸出においても先進国の多国籍企業への依存度を高める。例えば、メキシコ、中国、マレーシアでは輸出の三分の一、バングラデシュ、ホンジュラスの工業製品輸出の八〇％以上は多国籍企業による。途上国経済のグローバル化の背後には、先進国の巨大多国先資本の存在がある (Oxfam, 2002, p. 43)。

第三に、金融自由化に伴い、一九八〇年代以降、為替取引を初め国際的金融取引が急増すること、またそうした金融ビジネスの中心に位置するのが、一〇〜三〇社の欧米多国籍金融資本であることはすでに示したところである。

最後に、グローバル市場支配にとって重要な意味を持つ特許についても、その主な担い手が一握りの多国籍企業であることを確認しておこう。現在、特許の九七％は先進国が保有し、特許生産の鍵を握るR&D投資は、OECD諸国が八〇〜九〇％を占める。特許大国アメリカでは、最大一〇〇社がアメリカ国内R&D投資の三分の二を占める (Oxfam, 2002, p. 43, p. 210; Westholm *et al.*, 2004)。R&D投資の少数巨大資本への集中は、当然これら巨大多国

籍企業による特許独占につながる。農業バイオ技術特許を例にとれば、ファーマシア、デュポン、シンジェンタ以下、上位六社が七四％を握る (ETC Group, 2001, p. 7)。

このように、第一に、貿易、FDI、国際金融取引、そして知的財産権、これらいずれにおいてもその中心的担手は、主要産業部門において独占的市場構造を形成する、先進国を中心とする多国籍企業であり、従って第二に、WTO 協定による、またそれが目指す貿易・投資の自由化、知的財産権保護というグローバル資本主義の市場ルール、このルールの最大の受益者は、グローバル市場の主要プレイヤーであるこれら巨大多国籍資本に他ならない。

第三節 ルールの決定者

WTO 体制がその実現を目指すグローバル・ルールは、鉱工業製品に限らず農産物、サービスを含めたあらゆる貿易、および投資の自由化であり、知的財産権の保護である。また、このグローバル・ルールの最大の受益者は、グローバルビジネスの中心的担手であり、また知的財産の最大の保有者である一握りの巨大多国籍企業であった。なぜなら、自由化＝規制緩和は、各国政府による市場規制政策権限の放棄であり、国際的独占資本としての多国籍企業に対しその利潤追求活動の自由を保障するものだからである。では、こうしたWTO 協定によって打ち出されたグローバル資本主義ルールを作った主体は一体何か。新ルールの決定主体は誰か。なるほど、WTO 協定合意の主体は、各国政府代表、担当政府機関である。しかし、これは形式論にすぎない。WTO 体制にあつては、各国政府は、貿易に関わる広範囲の政策領域においてその権限放棄を迫られ、各国政府に代わりWTO が自由化実現に向けたルールの策定、司法権を握る。にもかかわらず、政府がWTO 協定に合意したのはなぜか。この謎を解く鍵はやはり多国籍企業

にある。本節の課題は、この世界的独占資本がWTO体制の究極の生みの親であることの証明にある。

多国籍企業は、独占資本として経済的権力のみならず、政治権力をも持つ。今日、巨大多国籍企業は、その経済力を背景に、各国の政策形成プロセスに独占的とも言えるアクセス権を持ち、政策決定に際し直接、間接に参加する。多国籍企業は、さらに、この各国政府に対する政治的影響力を足場に、国際的ルール決定の場に直接、間接に参加する。WTOルールは、こうした多国籍企業とその母国政府との共同作業の産物として実現したのである。

まず第一は、国民の生命・健康の安全に深く関わる「農業に関する協定」、および「衛生・植物検疫措置の適用に関する協定」、「貿易の技術的障害に関する協定」についてである。「農業に関する協定」は、一方で国内助成、輸出助成の抜け道を残しつつ、他方で非関税障壁の関税化、関税の引下げ、ミニマム・アクセス設定により農業産品の自由化を進めるというものであり、このルール設定の最大の受益者は、補助金を利用して世界市場に安値攻勢をかけるアメリカを中心とする多国籍アグリビジネスであった。また他の二協定は、各国政府の独自の安全基準に基づく政策介入に際し、当該政府に「科学的に正当な理由」の証明責任を課すことにより、政府の政策介入を著しく制約するものである。このルールの最大の受益者は、医薬品、遺伝子組換え種子、および農業生産大手であった。これら多国籍アグリビジネス、生命科学企業の最大の母国アメリカでは、利害関係企業がこれらグローバル・ルールの策定に直接的に参加する。巨大アグリビジネスを代表するカーギル、そして生命科学企業を代表するモンサントの事例は、多国籍企業による政策形成への関与の一典型である。

カーギルの場合、ニクソン政権からクリントン政権にかけて、同社副会長R・ピアース、幹部職員D・アムストツク、会長兼最高経営責任者E・ミセックは、それぞれGATT農業交渉を含む通商交渉担当の要職ポストに任命されている (Kneen, 2002, p. 11, p. 32, p. 34)。他方、モンサントの場合、会長R・シャピロ、取締役M・ホールがアメリ

カの通商交渉担当官を務めており、ウルグアイ・ラウンド交渉時アメリカ通商代表を務めたM・カンター、また農務長官を務めたC・K・ヤイターは、その後モンサント役員に天下る (Paul and Steinbrecher, 2003, p. 149)。以上の事実は、第一に、アメリカの通商政策が政府と業界との密接な連携の下で決定されていること、第二に、アメリカのアグリビジネス、生命科学大手は、アメリカ政府の権限を介してWTO協定の策定に直接、間接に参加することを示す。

第二に、投資協定についてもまた、多国籍企業と各国政府との共同作業を軸にそのグローバル・ルールの策定がなされた。ウルグアイ・ラウンド合意「貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIM)」は、その後一九九七年にOECDがまとめた草案「多国間投資協定 (MAI)」の一部 (ローカル・コンテンツ規制、輸出入均衡要求、および輸出制限の禁止) をルール化したものであり、TRIM成立後、MAIで示されたFDIの自由化に向けた多角的交渉作業が進む (Jawara and Kwa, 2003, Ch. 2, Ch. 9)。そのTRIMの完成版と言えるMAI構想は、OECDと多国籍企業の業界団体との協議、互いの議論の摺り合せを経て生み出されたものである。具体的に、MAI構想策定作業に参加した業界団体は、国際商工会議所 (ICC)、および民間産業諮問会議 (BIAC) であり、後者のBIACには、アメリカ国際企業評議会 (USCIB)、イギリス産業連盟 (CBI)、ドイツ産業連盟 (BDI)、日本経済団体連合 (当時経団連) が名を連ねる (高田、二〇〇二年、三二頁; Balanyá *et al.*, 2003, p. 112)。ICC以下、これらの業界団体が多国籍企業大手による組織であることはいうまでもない。MAI草案策定作業の当初から、OECD内でMAI交渉を担当する貿易連合諮問会議 (TUAC) とBIACとの間で公式協議が持たれ、また公式協議以外にも、各交渉に先立ち、OECD担当官とBIAC専門グループとの間で協議が積み重ねられた。その一方、各国内では、例えばアメリカにおいては、USCIBとアメリカ政府のMAI交渉担当官との間で協議が行われた

(Balanya *et al.*, 2003, p. 112)。大手多国籍企業は、国内外の業界団体を窓口として、MAIをめぐる政府、さらにはOECDとの共同作業への参加を果たしたのである。

第三に、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」もまた例外ではない。すでに指摘したように、WTO協定は、GATT体制下で進められてきた物品の貿易の自由化に加え、新たにサービス分野を自由化交渉の俎上に載せた点に一つの大きな特徴がある。GATS成立後、WTOサービス局長D・ハートリッジは、一九九七年に次のように述べている。「アメリカの金融サービス部門、とりわけアメリカン・エクスプレスとシティコープのような企業の強力な圧力なくして、サービス合意、従っておそらくウルグアイ・ラウンド、およびWTOの成立はありえなかったであろう」(Juhász, 2002)。GATSもまた、サービス業大手、その業界団体と政府・EU政府との共同作業の産物である。

GATS成立に中心的役割を果たしたのが、アメリカン・エクスプレス、シティコープが名を連ねるアメリカサービス連盟(USCSI)、およびロンドンのシティを拠点とするLOUIS (Liberalization of Trade in Services)委員会である(Wesselius, 2001, p. 8)。前者のアメリカサービス産業連盟は、シティグループ他、娯楽サービス大手AOLタイム・ワナー、通信大手AT&T、IBM、エネルギー・水道事業大手エンロン、ビベンデ・ユニバーサル、金融大手バンカメ、J・P・モルガン/チェース、ゴールドマン・サックス、GEファイナンス、医療保険大手Chubbグループ、経営コンサルタント大手KPMG、物流大手ユナイテッド・パーセル&フェデラル・エクスプレス等、サービス分野の大手多国籍企業を網羅し、また同連盟はアメリカ通商代表部(USTR)と太いパイプを持つ(Clark, 2001: 高田、二〇〇二年、三〇頁)。他方のLOUIS委員会は、IFSL (International Financial Service, London)の作業部会として設立され、当委員会には、大手金融ビジネスの代表のみならず、イギリス大蔵省、

通商産業省、外務省、そしてイングランド銀行の行政担当官が加わる。このように、LOTIS 委員会は、官財合同の政策協議機関をなす (Wesselius, 2001)。

GATS 設立後、それを着実に実現すべく、業界団体は、内部の結束化をさらに強化し、国際交渉に向けた政府との戦略協議の一層の緊密化を計る。パークレイズ銀行会長であり、またイギリス銀行協会会長であった A・バクストンとフォード・ファイナンシャル・サービス社長 K・ウィプルは、EU、アメリカの大手金融関連企業の社長四〇名以上からなる金融代表者グループ (FLG) を一九九六年に設立、GATS の最初の具体化である金融サービス自由化合意 (一九九七年) を実現させる (Wesselius, 2001; Balanyá, 2003, p. 131)。その後、金融代表者グループの成功を見て、その議長を務めるバクストンは、LOTIS 委員会に加え、戦略会議グループとして「High-Level LOTIS Group」を設立、さらに EU 通商代表 L・ブリタンとともにヨーロッパサービス連合 (後のヨーロッパサービス会議: ESF) を一九九八年に設立し、両組織の議長に就く。これら金融代表者グループ (FLG)、LOTIS 委員会、「High-Level LOTIS Group」、ヨーロッパサービス会議 (ESF) は、WTO 大臣会議に向け、議題の整理、交渉戦略面で、EU 政府、アメリカ通商代表部に対するバック・アップを行う (Wesselius, 2001)。

第四に、GATS と並び WTO 協定の柱をなす「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIP)」の場合、その成立の中心的役割を担ったのは、アメリカ知的財産委員会 (US Intellectual Property Committee: USIPC) であり、その構成メンバー三社 (デュポン、GE、GM、IBM、モンサント、ファイザー、メルク等) であった (Shiva, 2001, p. 96)。知的財産委員会の後日発言によれば、「一九八七年に GATT 知的所有権作業部会に提出された、知的財産に関するアメリカ政府の公式提案の作成に際し、アメリカ通商代表部の要請を受け (知的財産委員会は) きわめて重要な助言役を担った」(Weissman, 1996, p. 1084, [] は引用者)。

アメリカ知的財産委員会の中でも、ファイザー、モンサント、デュポンといった製薬会社は、それら大手製薬会社を中心となって一九八五年に結成した医薬品協会PMA（後の全米医薬品協会PhRMA）を足場に、TRIP実現に向け通商代表部、商務省への働きかけを強力に展開した。PMAは、商務省長官補佐を務め、一九八一年から一九八五年にかけては特許・商標局長官を務めたG・モシングフ（Mossinghoff）を協会代表として、またアメリカ通商代表部のH・E・ベイルJr.を協会副代表として迎え入れる。また、逆に、PMA側からは、ダウケミカル、ジョンソン&ジョンソン、メルク等の幹部が大統領特別通商顧問となり、またファイザー、PMAの上級職員が通商代表部技術諮問委員会のメンバーとなる。こうして業界とアメリカ政府の間に人的交流関係が築かれ、その下でTRIP実現に向けた両者の共同作業が展開されたのである（*Ibid.*, p. 1076）。アメリカ知的財産委員会は、こうした通商代表部との共同作業を経て、一九八八年六月日本、EUの業界団体とともに、TRIPの基本草案となった共同声明書をGATT事務局に提出する（Shiva, 2001, p. 96）。

アメリカ知的財産委員会と通商代表部との連携は、TRIP草案の作成に留まらない。通商代表部は、知的財産権の保護をグローバル・ルールとすべく、業界の要請を受け、TRIP反対国への圧力をかける。主要ターゲットは、インド、ブラジルであり、それに台湾、タイが続く。アメリカ通商代表部は、スーパー三〇一条を用いてブラジルに特許法改正を迫り、一九八八年には懲罰関税をかけ、一九九〇年の法改正を実現させる（Weisman, 1996, pp. 1078-1079）。インドは、TRIP成立を受け、最終的には一九九九年に一九七〇年特許法の大幅改正を行う（Shiva, 2001, p. 105）。

こうした業界団体を介した多国籍企業とアメリカ政府との共同作業は見事にその実を結ぶ。ウルグアイ・ラウンド、TRIP交渉時、アメリカ医薬品協会（PMA）の副代表補佐を務めるR・ブルックは、TRIPの内容に関する業

界の要望として、(一)製造プロセスに加えて製品を特許対象とすること、(二)緊急事態以外の強制的実施権 (compulsory licensing) の禁止、(三)薬品特許の国内生産を条件化しないこと、これら三点を主張する。(二)については業界の要望は実質的に、(一)、(三)についてはそのままTRIIPに取り入れられたのである (Weissman, 1990)。

このように、農業協定、投資協定、GATS、TRIIP、いずれも、独占資本としての多国籍企業の政策要求を基にした、多国籍企業とその母国政府・EU政府との共同作業の産物である。しかし、さらに問えば、そうした共同作業がなぜ実現するのであるうか。多国籍企業は、グローバル資本主義の制度設計作業になぜ独占的に参加しうるのであるうか。共同作業という形での政策形成プロセスへの参加自体が多国籍企業による政治権力の行使に他ならないのであるが、そのことを含めて多国籍企業の政治権力とは何か、その根拠が改めて問われざるをえない。

まず第一に指摘しておかなければならないのは、政策形成をめぐる多国籍企業と政府との共同作業は、GATS、TRIIPといった個別問題に限らず、両者の間には恒常的な共同作業の「場」が設けられているという事実である。この点ではEUも例外ではない。EUにおいては、欧州企業家ラウンドテーブル (The European Roundtable of Industrialists: ERT) が広範囲にわたる政策決定に関与する。欧州企業家ラウンドテーブルは、その名の通り、ヨーロッパの主要ビッグビジネスのリーダーからなる組織であり、一九八三年の発足式には産業リーダー一七名に加え、EC代表E・ダビニオン、そしてF・X・オルトリの参加を見る (Balányá *et al.*, 2003, p. 21)。

欧州企業家ラウンドテーブルは、その発足以来、通貨統合、EU拡大、産業競争力強化、競争力強化のための新自由主義政策の導入に深く関わってきた。欧州企業家ラウンドテーブルは、EU委員会と共同でEUの産業インフラ整備政策を推進 (Ibid., pp. 70-71)、EU導入に際しても、EU委員会の専門委員会メンバーに加わる (Ibid., p. 51)。欧州企業家ラウンド・テーブルは、テーマごとにその都度、政策決定に参加するだけでなく、より長期的課題にも

関わりEUの政策決定に恒常的に参画する。EU代表サントールは、一九九五年に一三名からなる競争力諮問委員会(The Competitiveness Advisory Group: CAG)を設立する。CAGは、EU多国籍企業の国際競争力向上を目的とし、規制緩和、市場誘導型環境政策の導入、福祉抑制、これら新自由主義政策の実現をその具体的課題とする。このCAGに欧州企業家ラウンドテーブルのメンバー四名が委員として加わる(bid., p. 33)。欧州企業家ラウンドテーブルは、また、EUの通商政策決定においてその中心的役割を担うEU委員会内に設けられた一三条委員会への参加、議事録閲覧、議題提起を行うことができる。この一三条委員会は、EUメンバーの通商担当官から構成され、そこでEUの貿易、投資に関わる決定がなされる。EU議会がこの一三条委員会への参加を認められていないにもかかわらず、欧州企業家ラウンドテーブルのメンバー企業は一三条委員会へのアクセス権を持つのである(Oxfam, 2002, p. 254)。ウルグアイラウンドを初めとする通商国際交渉への企業参加も、こうした政府と多国籍企業との恒常的な政策協議体制の延長線上のことにすぎない⁽¹⁴⁾。

EU、アメリカの多国籍企業は、今日、EU内、アメリカ国内に留まらず、EU政府、アメリカ政府を交えた国際的な官民合同の政策協議の「場」を実現する。その一つが、大陸間ビジネス対話(The Transatlantic Business Dialogue: TABD)である。TABDは、EU委員会とアメリカ商務省との共同提案により一九九五年に発足、フィリップス、ダイムラー・クライスラー、ICI、IBM、フェデラル・エクスプレス、ファイザーといったEU、アメリカの独占資本をそのメンバーとする。TABDは、強い政治力を発揮し、貿易自由化に向けたTABD提言の八〇%はEU、およびアメリカ政府によって取り上げられ、政策として実現されたといわれる(Balanyá et al., 2003, p. 103, p. 104)。

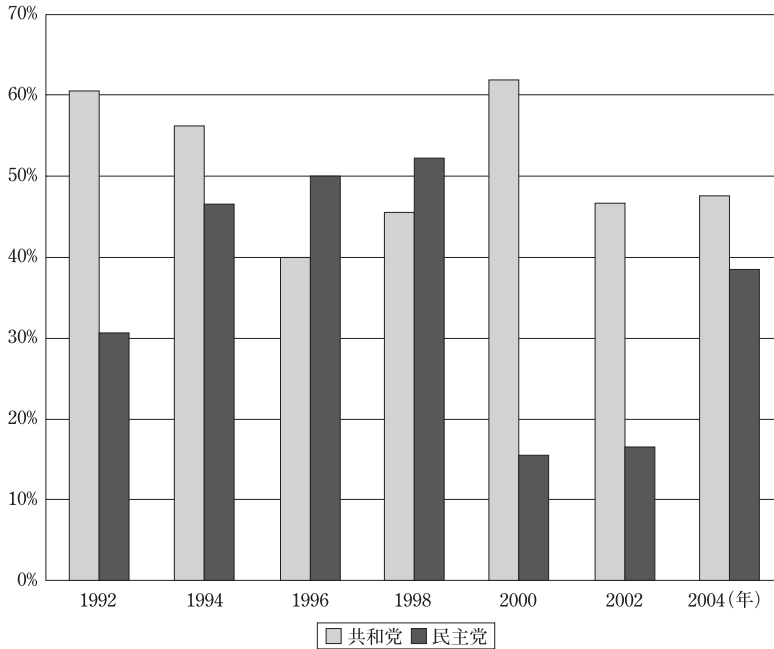
多国籍企業の政治権力の第二の基盤は、回転ドア(revolving doors)と呼ばれる、政府と企業の間天下りと天

上りの関係、人的癒着である。この人的癒着は、政策形成に関わる政府と企業の共同作業の産物であると同時にその土台でもある。農業・通商政策絡みでのアメリカ政府とカーギル、モンサントとの間の人的癒着、TRIIP交渉に際してのアメリカ知的財産委員会（USIPC）、製薬業界（PMA）とアメリカ通商代表部との間の人的癒着についてはすでに触れた。ウルグアイ・ラウンド交渉時、GATT事務局長を務め、その後WTO紛争解決機関（DSB）の登録委員を務めるA・ダンケルは、MAI草案作業に関わった国際商工会議所（ICC）の貿易・投資政策作業部会長、およびネッスル役員に天下る。また、金融界を代表するA・バクストンとともに、GATS、その後の金融自由化合意（一九九七年）成立にリーダーシップを発揮したEU通商代表L・ブリタンは、その後「High-Level LOTIS Group」の会長、およびUBS投資銀行の副会長に天下る。

この政府と財界との間の人的癒着の極みはやはりアメリカである。ウォール街、財務省、国務省、IMF、世界銀行、そしてWTOといったグローバル経済を動かす機関の間には網の目のような人的ネットワークが張りめぐらされている。先のIMF副専務理事S・フィッシャーは、シティグループ副会長に天下り、財務長官L・M・ベンツェンは、アメリカン・インターナショナルの取締役に天下る。R・ルービン財務長官は、ゴールドマン・サックスの金融担当専務出身で、財務長官ポストを経てシティグループに天下る。元世界銀行総裁L・プレストンは、J・P・モルガンの最高経営責任者に天下り、前世界銀行総裁J・ウォルフレンソンは、ウォール街出身で再びウォール街に戻る。また、元WTO事務局長P・サザーランドは、ゴールドマン・サックス会長に天下る（Buckman, 2004, p. 58; Bhatwari, 1998）。

アメリカにおける政・財間人的ネットワークは、さらに上院、下院議員をもその内に取り込む。図3-1は、一九九二年から二〇〇四年にかけて、共和党、民主党の議員が議員退職後ロビイストに転出した比率を示したものである。

図 3-1 共和党・民主党退職議員のロビイスト転出率（1992-2000 年）



(注) ロビイングデータベース (<http://www.lobbyinginfo.org>) をもとに Public Citizen が集計。

(出典) Public Citizen's Congress Watch (2005)。

共和党の場合、少ない年で約四〇%、多い年は約六〇%、民主党でもクリントン政権時代、その比率はピーク時五〇%を超える。元議員は、議員時代の立法経験と人脈を武器に大手多国籍企業のロビイストとして高額報酬を手にする。アメリカ版政・官・財癒着の成立である。

このアメリカ政・官・財間の人的癒着の行き着く先は企業内閣である。ここに及んで独占資本が政府を乗っ取る。自らがテキサス州エネルギー業界出身である G・W・ブッシュ第一期政権に関するデータによれば、農務長官 A・ヴィーネマンは、モンサント子会社コルジーン取締役出身、労働長官 E・チャオは、元バンカメグループ企業の副社長、商務長官 D・エバンズは、元トム・ブラウンの会長兼最高経営責任者、運輸長官 N・ミネタは、元ロッキード・マーチン幹部、財務長官 P・

H・オニールは、元アルコア会長兼最高経営責任者、国防長官D・ラムズフェルトは、元ジェネラル・インストルメント最高経営責任者、国務長官C・パウエルは、元アメリカ・オンラインの役員、通商代表部R・ゼーリックは、元ドイツ・マーシャル・フアンド社友、およびファニーメイ副社長、そして副代総領D・チェイニーは、イラク戦争で荒稼ぎするハリバートンの元最高経営責任者である(Cray, 2001)。こうしたビックビジネス出身による組閣は、ブッシュ政権が例外ではなく、クリントン政権(Savio, 1993)においても、またイギリスのブレア政権においても見られる(Bonbiot, 2000, Ch. 6)。

こうした政・官・財人的ネットワークは、政府とビッグビジネスとの共同による政策形成作業を容易にする。しかも、大手資本の政策要求は多方面にわたるため、政策共同作業ですべての政策要求を処理できるわけではない。

また、環境政策では、よく見られるように、政策決定への企業の直接的影響力の行使が逆に政策実現にマイナスになる場合もある。そうした企業と政府の間に生じる隙間を埋めるのがロビー活動である。このロビー活動が多国籍企業の政治権力の第三の基盤をなす。先に、アメリカ連邦議員の多くが退職後ロビイストに転出することを確認した。そのアメリカでは登録されたロビイストの数は約三五、〇〇〇人(二〇〇五年)を数える。ロビー活動に対する依頼料は三〇〇万〜四〇〇万(月)といわれ(Birnbaum, 2005)、アメリカ政府発表によれば、連邦政府に対するロビー活動資金は二、〇〇〇億円(二〇〇四年)を上回る。

ワシントンK通りと並ぶロビー活動の集積地ブリュッセルでは、現在一五、〇〇〇人を超えるロビイストが大手企業の委託を受け活動しているといわれる(Wesselius, 2004)。ロビー活動の担い手は、ロビー活動専門事務所から法律事務所、企業の隠れ組織であるフロント・グループ、広告会社、そして民間シンクタンクと広範囲に及ぶ(Weissman, 2005)。共通項は、いずれの活動の背後にも大手多国籍企業の資金が存在することである。シンクタンクの資

金源は未だ十分な開示を見ないが、ヨーロッパの大手シンクタンクであるヨーロッパ政策センター(EPC)の収入は、その半分以上が大手多国籍企業の委託料であり、これにEU委員会からの委託料を合わせると八割を上回る。ヨーロッパの友(Friends of Europe)の場合、収入の六割を企業の委託料に依存する(CEO, 2005)。

多国籍企業は、その豊富な資金をロビー活動に使うだけではない。政治献金への支出である。この政治献金が多国籍企業の政治権力の第四の基盤をなす。献金の受け手の政治サイドが資金を必要とする最大の理由は、選挙費用である。日本と同様の金権選挙国であるアメリカでは、選挙費用は一九八〇年代後半以降さらなる膨張を遂げる。二〇〇〇年選挙のデータによれば、当選した上院議員の平均選挙費用は一人当たり約八・五億円、下院議員では約一億円であった(Phillips, 2002, p. 324)。同年、大統領選挙と議員選挙とを合わせ、共和党、民主党の両党が支出した金額は三・三〇〇億円に達する(Elison and Kettle, 2000)。その四年後の大統領選挙では、選挙戦半ばでG・W・ブッシュは二二〇億円を集める(Drutman, 2004)。それとは別に、共和党、民主党の両党、および連邦議員候補者は、二四〇億円を集める(Komisar, 2004)。イギリスにおいても、一九九七年総選挙における労働党、保守党の支出は、ともに五〇億円を超える(Hertz, 2001, p. 93, 訳一二〇頁)。

こうした政治資金ニーズの巨額化は、政治献金の威力の高まりを意味し、大口スポンサーである多国籍企業の政治権力の増大に直結する。アメリカでは、一九九〇年代金融、保険、不動産業界が最大の政治献金母体に踊り出る(Phillips, 2002, p. 332; Justice, 2003)。二〇〇四年の大統領選挙では、民主党ケリー、共和党ブッシュの選挙キャンペーン支援企業の上位一〇社のうち半数前後をウォール街の金融ビジネスが占める。しかも、シティグループ、UBSウォーバーク、モルガン・スタンレイ、ゴールドマン・サックスは、ケリー、ブッシュ両陣の大口ドナーとして名を連ねる(Komisar, 2004)。ウォール街の政治献金は、ブッシュ政権成立後ただちに企業減税、キャピタルゲイン・配

当減税としてその効果を実現する (Edsall and Weisman, 2004; Birnbaum and Weisman, 2004)。ウォール街と並び豊富な政治献金を駆使する全米医薬品協会 (PhRMA) は、メディケア法改正、二〇〇四年選挙対策費として一億五〇〇〇万ドル (約一六五億円) の予算を計上し、そのうち連邦、州政府、および議会関係者に約三〇億円を支出する (Pear, 2003)。二〇〇三年末のメディケア法改正においては、政府による処方薬の値引き行為の抑制が盛り込まれ、またブッシュ政権は、カナダからの安値薬品の流入に対する対策をカナダ政府に求める (Stuck, 2005)。ここでも献金の目的は十分達成されたといえる。

こうして多国籍企業の政治権力の分析は、結局、金の力に辿り着く。政治献金は金の力そのものであり、ロビー活動も金があつてのこと、政・官・財人的ネットワークを支えるのも金の力である。政府高官を高給で迎え入れることができるのも金あつてのことだからである (Birnbaum and Weisman, 2004)。こうした金の力が、政治献金、ロビー活動、人的ネットワークを支え、政策決定への多国籍企業の排他的参画を実現する。多国籍企業は、グローバルなビジネス展開によって巨額の利潤を上げる一方、その豊富な資金を政治権力に転化する。さらなるビジネスチャンスの拡大を求め、多国籍企業はグローバル・ルールの決定権を握る。これが現代グローバル化の内実である。

むすび

あらゆる貿易、投資の自由化、知的所有権の保護、これがWTO体制の目指すグローバル・ルールであり、このルールの最大の受益者は、各主要産業において、グローバルに支配的シェアを握る巨大多国籍企業であった。これは決して偶然の一致ではない。多国籍企業は、その経済権力を政治権力に転化、もって政府をして自己のビジネス戦略

の堡壘・道具とする。G・モンビオは、巨大資本による政府の政策・行政支配の事態を「捕われの国家」(Monbiot, 2000)と呼び、N・ハーツは、政府が巨大資本のマーケティングの先導役を果し、他方政府が果してきた公共サービスへ、巨大資本が倫理マーケティング戦略として参入する事態を企業による政府の「無言の乗っ取り」(Hertz, 2001)と呼ぶ。この「捕われの国家」、あるいは「無言の乗っ取り」を被る国家を構成単位とするWTO体制の成立は、多国籍企業によるグローバル・ルール決定の場が実現したことを意味する。

こうした事態の進行を真向から否定するのが新古典派経済学である。その典型がJ・バグワティ、元世界銀行上級エコノミストを務めたM・ウォルフである。バグワティは、TRIP協定成立への多国籍企業の影響力行使の事実、またウォール街・財務省複合体の存在を認める(Bhagwati, 2004, p. 182, p. 205)。にもかかわらず、グローバル化全面肯定論の立場から、多国籍企業の市場配力、国家に対する支配的影響力、WTOを初めとする国際機関への支配的影響力を否定する。ウォルフも同様である。

第一に、バクワティは、多国籍企業の市場支配力を否定して次のように述べる。「ある産業において通常を上回る利潤を享受する巨大企業は参入という形で他の巨大企業との競争に迫られざるをえない。つまり、この潜在的参入の可能性は当該巨大企業の独占力を効果的に削ぎ、かくして通常を超えた利潤を押し下げることになる」(Ibid., p. 167)。ウォルフもまた同様の主張を展開する(Wolf, 2004, pp. 255-256)。

第二に、バグワティ、ウォルフは、他の利害関係グループに比べ、多国籍企業がより優位な影響力を政府に対し行使することを否定する。バグワティは、政治への圧力団体は企業に限られず、「労働組合、消費者、鉄のユーザー(鉄生産者に対抗するものとしての)等が存在し、これらが企業圧力団体への対抗勢力を形成する」(Bhagwati, 2004, p. 103) こと、「また私自身がそうであるように知識人が政策決定に影響力を行使している」(Ibid.) こと、

うした多元主義論を根拠に、「企業が政策決定プロセスを掌握しており、貿易、直接投資の自由化を求めるこうした圧力団体が世界経済の統合化を押し進めている」(Ibid.)とする企業支配説を真っ向から否定する。

第三に、第二の議論の必然的結論として、バグワティ、ウォルフは、WTO に対する多国籍企業の排他的影響力の存在を認めない(Bhagwati, 2004, p. 104; Wolf, 2004, p. 206, p. 209)。バグワティは、WTO での「交渉は、政府間で行われるものであり、また政府は自らが望む交渉代表者を自由に選ぶことができ」、実際アメリカ政府は、「ビジネスマンのみならず、労働組合を含む市民グループを交渉代表に加えている」(Bhagwati, 2004, p. 104)こと、また「WTO 事務局は今日、NGO、業界団体、議員、およびその他のグループと公式に接触の機会を持つ」(Ibid.)こと、最後にWTO は、GATT 時代に比べより透明な紛争解決制度を備えること、以上三点を根拠に、WTO はすべての利害関係者に等しく開かれた民主的機関であると主張する(Ibid., pp. 104-105)。

新古典派経済学が説く、需要者と供給者の対等な関係という市場解釈を公理とし、従って階級権力の問題をいっさい捨象すれば、グローバル資本主義の核心に迫ることはできない。多国籍企業は、その豊富な資金力を武器に政・官・財の人的ネットワークを形成し、あるいは企業内閣を実現し、政策決定に直接、間接にしかも排他的に関わる。そして、多国籍企業に「捕われた国家」は、国際交渉の場において多国籍企業が求めるグローバル・ルールの実現を主張する。ルールの支配は、多国籍企業の市場支配にとって決定的であることはいうまでもない。一方の極での市民一人一人の経済権力、政治権力の喪失、他方の極でのグローバル独占資本への両権力の集中、これがWTO 体制である。

(一) World Bank (2003)。

- (2) UNCTAD (2004)。
- (3) WTO協定については、鷲見(一九九六)、外務省経済局(一九九六)、田村(二〇〇一)を参照。
- (4) 高田(二〇〇二)参照。
- (5) 外務省経済局(一九九六)、五一頁、六六頁、七二頁、七九頁、九九頁参照。
- (6) 同書、一三六―一三七頁、および一四一―一四二頁参照。
- (7) 同書、二一四―二一六頁参照。
- (8) 詳しくは、田村(二〇〇二)第五章、第六章参照。
- (9) 「GATS 2000」の交渉テーマについては、Clark (2001)、およびSinclair (2000) 参照。
- (10) 特許権者に与えられる排他的権利として輸入防止権が認められる一方で、TRIPは、特許権者に対する work-the-patent ルールつまり特許品の国内生産を義務付けない。work-the-patent ルールについては、Weissman (1996, p. 1098, p. 1100), Weissman (1990), Shiva (2001, p. 108) 参照。
- (11) これにより、アメリカ通商三〇一条の如く、各国がDSBにおける手続に基づかず一方的な措置をとることは禁止される(第三条)。
- (12) *The Fortune* (各年版)、総務省統計局(各年版)、矢野恒太郎記念会(各年版)を用いて算出。
- (13) UNCTAD (2004), Fig. II. 1 (p. 40), Fig. II. 9 (p. 50), Fig. II. 14 (p. 59), Fig. II. 23 (p. 64) 参照。
- (14) ウルグアイ・ラウンドTRIP交渉においては、アメリカ交渉団メンバー十一名のうち九六名は企業代表からなり(Balanyá *et al.*, 2003, p. 130)、またWTOドーハ大臣会議(二〇〇一年)では、多くはアメリカ政府の公式代表という肩書き(二〇〇名以上の企業代表が参画を果す (Oxfam, 2002, p. 253))。
- (15) モンサントの乳牛用ホルモン剤 (rBST) の使用許可をめぐる、アメリカ食品医薬品局への政治工作のすさまじさについては Monbiot (2000, Ch. 7) を参照。
- (16) 利害関係企業による農務省の乗っ取りについては Mattered (2004) を参照。

(17) ハリバートンについては、Buffa and Chatterjee (2005) を参照。

参考文献

- 秋元英一編 (二〇〇一) 『グローバリゼーションと国民経済の選択』 東京大学出版会。
- 石見尚・野村かつ子 (二〇〇四) 『WTO——シアトル以後』 緑風出版。
- 外務省経済局監修 (一九九五) 『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定WTO』 日本国際問題研究所。
- 外務省経済局 (一九九六) 『解説WTO協定』 日本国際問題研究所。
- 佐伯尤 (二〇〇三) 『南アフリカ金鉱業史・ラント金鉱発見から第二次世界大戦勃発まで』 新評論。
- 鷺見一夫 (一九九六) 『世界貿易機関 (WTO) を斬る——誰のための「自由貿易」か——』 明窓出版。
- 高田太久吉 (二〇〇二) 「多数国間投資協定交渉——その経過と基本問題」 『土地制度史学』 第一七五号X L I V - 3、二〇〇〇年四月。
- 田村次朗 (二〇〇一) 『WTOガイドブック』 弘文堂。
- 総務省統計局 (各年版) 『世界の統計』。
- 福田泰雄 (二〇〇二) 『現代日本の分配構造——生活貧困化の経済理論』 青木書店。
- 矢野恒太郎記念会編 (各年版) 『世界国勢図会』。
- 山田秀雄 (二〇〇五) 『イギリス帝国経済史研究』 ミネルヴァ書房。
- レーニン (一九一七) 『帝国主義論』 (副島種典訳) 大月書店、一九五二年。
- Anderson, S. and J. Cavanagh (2000), "The Rise of Corporate Global Power," Institute for Policy Studies, Balanyá, B., A. Doherty, O. Hoedeman, A. Maant and E. Wesselius (2003), *Europe Inc.: Regional & Global Restructuring & the Rise of Corporate Power* (2nd ed.), Pluto Press.

- Bhagwati, J. (1998), "The Capital Myth," *Foreign Affairs*, May/June 1998. (沢崎冬日記)「資本の神話」『週刊ダイヤモンド』一九九八年五月十三日号。
- Bhagwati, J. (2004), *In Defense of Globalization*, Oxford University Press.
- Birnbaum, J. H. and J. Weisman (2004), "GE Lobbyists Mold Tax Bill," *The Washington Post*, July 13, 2004.
- Birnbaum, J. H. (2005), "The Road to Riches is Called K Street," *The Washington Post*, June 22, 2005.
- Buckman, G. (2004), *Globalization: Tame It or Scrap It?*, Zed Books.
- Buffa, A. and P. Chatterjee (2005), *Houston, We Still Have a Problem: An Alternative Annual Report on Halliburton*, CorpWatch report, May 16, 2005.
- Burke, J. and G. Epstein (2001), *Threat Effects and the Internationalization of Production*, PERI Working Paper Series, No. 15.
- Clark, T. (2001), "Serving up the Commons," *Multinational Monitor*, Vol. 22 No. 4, April 2001.
- Conner, J. M. (2001), *Global Price Fixing: Our Customers are the Enemy*, Kluwer Academic Publishers.
- Corporate Europe Observatory (2005), "Transparency Unthinkable? Financial Secrecy Common among EU Think Tanks," July 2005.
- Cray, C. (2001), "Bush's Corporate Cabinet," *Multinational Monitor*, Vol. 22 No. 5, May, 2001.
- Edsall, T. B. and J. Weisman (2004), "Wall Street Firms Funnel Millions to Bush," *The Washington Post*, May 24, 2004.
- Ellison, M. and M. Kettle (2000), "Back-door Donations Shatten all Spending Records," *The Guardian*, November 7, 2000.
- Ellwood, W. (2001), *The No-nonsense Guide to Globalization*, New Internationalist Publications and Verso. (渡辺雅典・堀 徹雄訳)『ヘローズリヤーンメンバダビダ』(100)三才『ワタシ書局』
- ETC Group (2001), "Globalization Inc. Concentration in Corporate Power: The Unmentioned Agenda," ETC Group Communiqué, Issue #71.

- ETC Group (2003), "Oligopoly, Inc. Concentration in Corporate Power: 2003," (<http://www.etcgroup.org/article.asp?newsid=420>).
- ETC Group (2005), "Global Seed Industry Concentration — 2005," Communiqué, Issue #90.
- Drumman, L. (2004), "White House for Sale," *Multinational Monitor*, Vol. 25 No. 5 & 6, May/June 2004.
- Gerth, J. (1996), "In Post-Cold-War Washington, Development is a Hot Business," *The New York Times*, May 25, 1996.
- Hertz, N. (2001), *The Silent Takeover: Global Capitalism and the Death of Democracy*, Arrow. (鈴木淑美訳)『巨大企業が民
主主義を滅ぼす』早川書房(1999年)。
- Jawara, F. and A. Kwa (2003), *Behind the Scenes at the WTO: The Real World of International Trade Negotiations*, Zed
Books.
- Jones, G. (2005), *Multinationals and Global Capitalism: From Nineteenth to the Twenty-First Century*, Oxford University
Press.
- Joy, C. (2001), "GATS and Domestic Regulation," (<http://www.gatswatch.org/GATSandDemocracy/domestic.html>).
- Juhasz, A. (2002), "Citigroup: Bankrupting Democracy. Serving Cit's Interests. GATS and the Bid to Remove Barriers
to Financial Firm Globalization," *Multinational Monitor*, Vol. 23 No. 4, April 2002.
- Justice, G. (2003), "Once at Arm's Length, Wall Street is Bush's Biggest Donor," *The New York Times*, October 23, 2003.
- Keen, B. (2002), *Invisible Giant: Cargill and its Transnational Strategies* (2nd ed.), Pluto Press.
- Komisar, L. (2004), "Banking on Elections, Finance Sector Invests Heavily in Candidates," CorpWatch, October 6, 2004.
- Korten, D. C. (2001), *When Corporations Rule the World*, Kumarian Press and Barrett-Koehler Publishers. (西三朗・編訳・
桜井文訳)『グローバル経済とどう怪物』シュブリンガー・フェアラーク東京(一九九七年)。
- Levenstein, M. and V. Suslow (2001), "Private International Cartels and Their Effect on Developing Countries," Back-
ground Paper for the World Bank's *World Development Report 2001*, January 9, 2001.

- Magdoff, F., J. B. Foster and F. H. Buttel (eds) (2000), *Hungry for Profit: The Agribusiness Threat to Farmers, Food, and the Environment*, Monthly Review Press. (中野 一 新譯記)『利潤への渴望』大月書店' 二〇〇四年。
- Mandevy, J. (2000), *Hungry for Trade: How the Poor Pay for Free Trade*, Zed Books.
- Mashayekhi, M. (2000), *GATS 2000 Negotiations: Options for Developing Countries*, Trade-Related Agenda, Development and Equity, Working Papers 9, South Center, December 2000.
- Mattera, P. (2004), *USDA Inc.: How Agribusiness Has Hijacked Regulatory Policy at the U. S. Department of Agriculture*, Corporate Research Project of Good Jobs First.
- Monbiot, G. (2000), *Captive State: The Corporate Takeover of Britain*, Macmillan.
- Oligopoly Watch (2004), "The Latest Maneuvers of the New Oligopolies and What They Mean," (<http://www.oligopolywatch.com/2004/01/18.html>).
- Oxfam (2002), *Rigged Rules and Double Standards: Trade, Globalization, and the Fight against Poverty*, Oxfam International.
- Paul, H. and R. Steinbrecher (2003), *Hungry Corporations: International Biotech Companies Colonise the Food Chain*, Zed Books.
- Pear, R. (2003), "Drug Companies Increase Spending to Lobby Congress and Governments," *The New York Times*, June 1, 2003.
- Phillips, K. (2002), *Wealth and Democracy*, Broadway Books.
- Public Citizen's Congress Watch (2005), *Congressional Revolving Doors: The Journey from Congress to K Street*, Public Citizen, July 2005.
- Savio, N. (1993), "The Business of Government. Clinton as Corporate Cabinet," *Multinational Monitor*, Vol. 15 No. 4, April 1993.

- Shiva, V. (2001), *Protect or Plunder?: Understanding Intellectual Property Rights*, Zed Books.
- Sinclair, S. (2000), "GATS: How the WTO's New 'Services' Negotiations Threaten Democracy," CCPA National Office.
- Struck, D. (2005), "Bush Accused of Influencing Canada on Drug Exports," *The Washington Post*, January 7, 2005.
- The Banker* (2005), FT Business, July 2005.
- The Economist* (1993), March 27, 1993.
- The Fortune* (2003), June 2003.
- Thomson Financial (2005), "Second Quarter 2005 Debt Capital Markets Review," (<http://banker.thomsonib.com>).
- UNCTAD (1999), *World Investment Report 1999*, United Nations.
- UNCTAD (2000), *World Investment Report 2000*, United Nations.
- UNCTAD (2004), *World Investment Report 2004*, United Nations.
- War on Want (2002), *The Global Gamblers: The Destabilising Foreign Exchange Market. Who are the Winners from Currency Speculation?* (<http://www.waronwant.org>).
- Ward's Communications (2004), *Ward's Automotive Yearbook 2004*.
- Weissman, R. (1990), "Patent Plunder: TRIPping the Third World," *Multinational Monitor*, Vol. 11 No. 11, November 1990.
- Weissman, R. (1996), "A Long, Strange TRIPS: The Pharmaceutical Industry Drive to Harmonize Global Intellectual Property Rules, and the Remaining WTO Legal Alternatives Available to Third World Countries," *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law*, Vol. 17 No. 4, 1996.
- Weissman, R. (2005), "Don't Mour, Organize. Big Business Follows Joe Hill's Entry to U. S. Political Dominance," *Multinational Monitor*, Vol. 26 No. 1 & 2, January/February, 2005.
- Wesselius, E. (2001), "Liberalisation of Trade in Services: Corporate Power at Work," GATSwatch.org. Research Paper

- (<http://www.gatswatch.org/LOTIS/LOTIS.html>).
- Wesselius, E. (2004) "European Commission Must Act to Curb Excessive Corporate Lobbying Power: Open Letter to José Manuel Barroso, President of European Commission," CEO, October 25, 2004.
- Westholm, G., B. Tchatchoua and P. Tindemas (2004), "The Great Global R&D Divide," *Multinational Monitor*, Vol. 25 No. 7 & 8, July / August 2004.
- Wolf, M. (2004), *Why Globalization Works*, Yale University Press.
- Woodroffe, J. (2001), "GATS and the Right to Regulate," (<http://www.gatswatch.org/GATSandDemocracy/r2regulate.html>).
- World Bank (2003), *World Bank Development Indicators 2003* (online version).
- World Commission on the Social Dimension of Globalization (2004), *A Fair Globalization: Creating Opportunities for All*, ILO.